

## 平成30年度（2018年度）市町村決算の概要について

## ＜普通会計＞

- 県内市町村の平成30年度（2018年度）決算規模は、歳入総額が1兆612億円、歳出総額が1兆191億円で、歳入、歳出ともに前年度と比べて減少しました。
- 平成30年度（2018年度）決算においては、以下のような特徴があります。
  - ・ 歳入面では、地方税（市町村民税（県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲を含む）、固定資産税）が増加した一方で、災害復旧事業に係る補助金や地方債発行の減により国庫支出金、都道府県支出金、地方債が減少しました。
  - ・ 歳出面では災害公営住宅整備事業等の増により土木費が増加した一方で、災害廃棄物処理事業等の減により衛生費が、被災農業者向け経営体育成支援事業等の減により農林水産業費が減少しました。
- 財政健全化の判断指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準を超える県内市町村はありません。

## 【参考1】県内市町村の決算収支

(単位: 億円、%)

区分		平成29年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額	A	11,230	10,612	▲ 618	▲ 5.5
歳出総額	B	10,721	10,191	▲ 530	▲ 4.9
形式収支	C=A-B	510	421	▲ 88	▲ 17.2
翌年度繰越財源	D	187	117	▲ 70	▲ 37.4
実質収支	C-D	322	304	▲ 18	▲ 5.5

(注) 表示単位未満を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。以下同じ。

## ＜公営企業会計＞

- 県内市町村の上水道事業、病院事業及び下水道事業等の公営企業の事業数は平成31年（2019年）3月31日現在で174事業（前年度比1事業減）となっており、決算規模は、1,683億円で、前年度に比べ、89億円（5.6%）増加しています。
- 前年度に比べ、建設投資額が増加したことが決算規模の主な増加要因です。
- 資金の不足額がある公営企業会計及び資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業会計はありません。

## 【参考2】県内市町村の公営企業数と決算規模

(単位: 事業、億円、%)

		水道(含簡水)	交通	病院	下水道	その他	合計
平成29年度	事業数	52	1	14	84	24	175
	決算規模	389	24	518	635	27	1,594
平成30年度	事業数	52	1	14	84	23	174
	決算規模	401	31	557	666	28	1,683
増減	事業数	0	0	0	0	▲ 1	▲ 1
	決算規模	12	7	39	31	1	89
増減率	決算規模	3.1	29.2	7.5	4.9	3.7	5.6

## ＜平成28年熊本地震の影響（普通会計・特定地方公共団体※のみ）＞

- 特定地方公共団体21団体のみでの決算規模は、歳入総額が前年度から537億円減の6,452億円、歳出総額が前年度から486億円減の6,197億円となりました。  
各種財政指標に対する平成28年熊本地震の影響は、以下のとおりです。

実質公債費比率 (早期健全化基準:25%)	前年度から増減はなく、7.5%となりました。災害復旧事業の地方債発行に係る元利償還はこれから本格化する見込みですが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、実質負担が抑えられ、今後も大きな影響は生じないと考えられます。
将来負担比率 (早期健全化基準:350%)	前年度から4.9ポイント減少し、48.9%となりました。減少した主な要因は、地方債の償還額等に充てることができる基金残高の増加によるものです。 地方債現在高は熊本地震以降大きく増加しましたが、災害復旧に係る地方債は元利償還に対する交付税措置率が高いため、実質負担が抑えられ、大きな影響は生じていません。
財政調整基金	前年度から18億円増加し、389億円となりました。前年度まで減少が続きましたが、歳計剰余金等による積立等により増加に転じています。

### 【参考3】特定地方公共団体の決算収支

(単位:億円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	増減額	増減率
歳入総額 A	6,988	6,452	▲ 537	▲ 7.7
歳出総額 B	6,683	6,197	▲ 486	▲ 7.3
形式収支 C=A-B	306	255	▲ 51	▲ 16.6
翌年度繰越財源 D	131	85	▲ 45	▲ 34.7
実質収支 C-D	175	169	▲ 5	▲ 3.1

### 【参考4】特定地方公共団体の財政指標

(単位:億円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	増減	増減率
経常収支比率	89.7	91.6	1.9	-
実質公債費比率	7.5	7.5	-	-
将来負担比率	53.8	48.9	▲ 4.9	-
積立金現在高	900	980	79	8.8
財政調整基金	371	389	18	4.9
減債基金	106	109	3	3.0
その他特定目的基金	424	481	58	13.7

※特定地方公共団体：公共土木施設、公立学校、公営住宅など（社会教育施設を含まない）公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が標準税収入の5/100を超える団体

（熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、水上村、五木村が該当（被災21市町村））

## ＜平成28年熊本地震の影響（公営企業会計・特定地方公共団体のみ）＞

- 特定地方公共団体21団体のみの総収入は、前年度と比べて、法適用事業が30億90百万円の減少、法非適用事業が2億94百万円の増加となりました。総費用は、法適用事業が39億12百万円の減少、法非適用事業が1億69百万円の減少となりました。法適用事業の総収入が減少した主な要因は熊本市が前年度に市有物件共済災害見舞金の受け入れとして特別利益を23億円計上していましたが、今年度、皆減となったためです。
- 総収入のうち料金収入は、前年度と比べて、法適用事業が4億84百万円の減少、法非適用事業が94百万円の増加となりました。法適用事業の料金収入が減少した要因は、節水意識の高まりなどによる使用水量の減少等によるもの、法非適用事業の料金収入が増加した要因は火山活動の鎮静化に伴い、阿蘇市の有料道路事業が再開されたこと等によるものです。
- 一般会計からの繰入金額は、前年度と比べて、法適用事業が4億20百万円の減少、法非適用事業が96百万円の増加となりました。主な増減要因は発災前に借入れた地方債の償還額の増減や、各団体での繰出ルールの見直し等によるものです。  
また、資金不足の団体もなく、熊本地震の発生により経営に大きな影響を受けている状況は見受けられませんが、引き続き丁寧に実態を把握して参ります。

【参考5】特定地方公共団体の決算状況

(単位：億円、%)

区分		平成29年度	平成30年度	増減額	増減率	
法適用事業	総収入	539	508	▲31	▲5.8	
	総費用	528	489	▲39	▲7.4	
	収益的収支	基準内繰入金	45	42	▲3	▲6.7
		基準外繰入金	29	28	▲1	▲3.4
	資本的収支	基準内繰入金	27	27	▲0	▲1.4
		基準外繰入金	2	2	0	0.1
法非適用事業	総収入	48	51	3	6.1	
	総費用	34	34	▲2	▲4.7	
	収益的収支	基準内繰入金	9	14	5	47.9
		基準外繰入金	6	4	▲2	▲41.1
	資本的収支	基準内繰入金	5	5	0	1.7
		基準外繰入金	9	7	▲2	33.5

【参考6】特定地方公共団体の料金収入

(単位：億円、%)

事業区分	平成29年度	平成30年度	増減額	増減率
法適総計	339	334	▲5	▲1.4
法非適総計	30	31	1	3.1

## 平成30年度(2018年度) 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	標準財政 規模			
										うち財調 基金	うち減債 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	393,708	382,888	10,820	6,421	169	90.0	0.71	454,325	22,549	4,780	5,387	12,382	191,297
八代市	66,457	65,135	1,322	1,151	▲ 542	93.6	0.50	67,927	7,567	2,346	704	4,516	32,939
人吉市	17,335	16,829	507	444	37	98.8	0.44	14,470	1,536	277	286	973	8,827
荒尾市	22,050	21,657	392	104	▲ 110	89.5	0.48	15,240	6,866	4,004	944	1,918	11,736
水俣市	15,102	14,852	251	108	▲ 760	101.1	0.37	14,956	3,275	1,190	452	1,633	8,090
玉名市	34,220	33,227	993	849	▲ 569	96.4	0.44	34,582	10,639	5,716	1,384	3,539	17,721
山鹿市	34,068	31,063	3,005	2,914	▲ 630	97.2	0.33	34,985	14,447	6,592	4,918	2,937	16,897
菊池市	29,132	28,857	275	131	▲ 144	94.4	0.44	35,025	12,208	6,008	2,332	3,869	14,688
宇土市*	18,316	17,467	849	749	▲ 31	94.8	0.52	19,796	5,717	2,819	159	2,739	8,526
上天草市	19,263	18,060	1,203	924	653	94.8	0.25	16,795	7,913	4,190	618	3,104	10,478
宇城市*	36,049	34,297	1,752	1,516	▲ 91	95.1	0.40	35,488	14,290	8,634	832	4,824	17,155
阿蘇市*	23,124	21,409	1,714	1,384	201	93.2	0.36	20,735	4,079	1,547	120	2,412	9,355
天草市	58,996	56,187	2,810	2,328	▲ 2,450	93.3	0.27	51,103	15,768	9,698	2,172	3,899	31,551
合志市	24,026	22,704	1,322	1,140	301	87.8	0.67	19,552	7,478	3,444	836	3,198	12,340
市計	791,846	764,629	27,217	20,163	▲ 3,965	94.3	0.44	834,978	134,330	61,243	21,144	51,943	391,601
市計 (熊本市除く)	398,138	381,741	16,397	13,742	▲ 4,134	94.6	0.42	380,653	111,781	56,464	15,756	39,561	200,303
美里町*	9,686	9,050	636	399	▲ 159	92.5	0.24	7,844	3,264	1,856	461	947	4,201
玉東町	4,038	3,922	116	80	▲ 133	94.4	0.29	2,300	1,624	426	367	831	1,890
南関町*	6,322	6,184	138	125	▲ 176	92.4	0.40	6,828	2,875	791	117	1,968	3,318
長洲町	7,171	7,121	49	49	▲ 47	95.7	0.55	5,752	681	492	54	135	4,192
和水町*	7,917	6,933	984	866	▲ 110	91.1	0.24	7,348	7,258	3,064	1,036	3,158	4,276
大津町*	17,838	16,611	1,227	995	244	86.8	0.74	16,334	4,988	2,575	372	2,040	7,723
菊陽町	17,750	16,634	1,115	571	▲ 630	93.1	0.96	16,557	5,385	2,015	389	2,981	8,614
南小国町*	4,729	4,113	615	246	▲ 17	99.0	0.21	3,464	1,199	762	5	433	2,185
小国町*	6,079	5,762	316	240	56	88.4	0.24	5,898	951	521	84	345	3,240
産山村*	2,467	2,338	129	102	106	88.7	0.16	2,198	1,000	782	40	177	1,086
高森町*	4,991	4,802	190	163	▲ 49	90.7	0.24	4,570	2,580	1,401	10	1,169	2,740
西原村*	12,205	11,260	946	681	201	95.7	0.42	7,856	3,008	1,372	122	1,514	2,531
南阿蘇村*	17,483	16,313	1,169	988	▲ 72	97.4	0.27	18,250	5,291	1,223	173	3,895	4,803
御船町*	15,426	14,727	699	517	▲ 187	94.7	0.38	14,933	1,707	741	133	833	4,482
嘉島町*	5,755	5,222	533	43	▲ 77	91.2	0.68	7,095	2,071	1,612	51	408	2,612
益城町*	31,268	30,276	993	252	253	93.8	0.56	27,926	5,354	1,119	511	3,725	7,136
甲佐町*	10,140	9,320	820	691	223	88.1	0.31	10,205	1,614	876	61	677	3,422
山都町*	14,541	14,076	464	135	▲ 471	86.7	0.21	8,587	2,558	1,003	316	1,239	7,243
氷川町	8,556	8,088	469	444	▲ 159	93.2	0.28	7,461	2,882	2,205	70	608	4,087
芦北町	10,375	9,995	379	293	▲ 26	92.3	0.33	9,773	4,570	1,434	63	3,074	6,067
津奈木町	3,215	3,016	199	117	▲ 104	89.0	0.22	2,248	3,138	679	615	1,844	1,930
錦町	5,869	5,672	197	152	17	89.3	0.40	4,963	1,905	1,400	30	475	3,230
多良木町	7,223	6,823	401	326	327	93.3	0.23	5,248	2,196	1,077	501	618	3,909
湯前町	3,206	2,997	208	167	▲ 119	99.0	0.17	2,479	1,938	879	43	1,017	1,864
水上村*	3,370	3,053	317	274	▲ 75	82.9	0.15	3,746	3,247	819	669	1,760	1,693
相良村	3,560	3,382	179	85	▲ 179	90.3	0.19	3,147	1,589	1,232	52	306	2,093
五木村*	3,749	3,582	167	155	▲ 590	89.7	0.20	2,883	2,357	610	248	1,499	1,290
山江村	3,884	3,670	214	204	▲ 68	93.1	0.14	3,371	2,184	907	303	973	1,853
球磨村	3,944	3,658	286	194	▲ 41	82.7	0.14	3,382	1,638	1,111	6	521	2,194
あさぎり町	11,751	11,127	624	589	137	88.8	0.23	10,489	8,992	5,589	0	3,403	6,385
苓北町	4,885	4,738	147	97	▲ 79	94.7	0.50	7,489	829	583	143	102	3,326
町村計	269,391	254,465	14,926	10,238	▲ 2,006	91.6	0.33	240,621	90,874	41,156	7,044	42,673	115,614
市町村計	1,061,238	1,019,095	42,143	30,401	▲ 5,971	92.4	0.37	1,075,599	225,204	102,399	28,188	94,616	507,214
市町村計 (熊本市除く)	667,529	636,206	31,323	23,980	▲ 6,140	92.5	0.36	621,274	202,655	97,620	22,801	82,235	315,917

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

※ 市町村名に「\*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

## 平成30年度（2018年度）市町村決算に係る健全化判断比率等一覧（速報値）

（単位：百万円、％）

	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
	H29	H30	増減	H30 (早期健全化基準)	H30 (早期健全化基準)	H29	H30	増減	H29	H30	増減	H29	H30	増減		
熊本市*	92.2	90.0	▲ 2.2	— ( 11.25 )	— ( 16.25 )	8.8	7.7	▲ 1.1	127.8	116.6	▲ 11.2	10,162	10,167	5		
八代市	92.0	93.6	▲ 1.6	— ( 11.68 )	— ( 16.68 )	10.5	10.1	▲ 0.4	86.3	91.3	5.0	2,846	3,050	204		
人吉市	100.8	98.8	▲ 1.9	— ( 13.55 )	— ( 18.55 )	6.5	5.7	▲ 0.8	39.6	46.6	7.0	762	563	▲ 199		
荒尾市	89.7	89.5	▲ 0.2	— ( 13.09 )	— ( 18.09 )	9.3	9.4	0.1	—	—	—	4,867	4,948	81		
水俣市	97.9	101.1	3.1	— ( 13.73 )	— ( 18.73 )	12.4	11.3	▲ 1.1	38.4	42.8	4.4	2,481	1,642	▲ 839		
玉名市	91.0	96.4	5.4	— ( 12.61 )	— ( 17.61 )	8.2	8.1	▲ 0.1	5.8	6.6	0.8	7,458	7,099	▲ 359		
山鹿市	96.9	97.2	0.4	— ( 12.65 )	— ( 17.65 )	9.0	9.4	0.4	—	—	—	11,145	11,510	365		
菊池市	93.5	94.4	0.9	— ( 12.80 )	— ( 17.80 )	8.5	9.5	1.0	—	—	—	8,186	8,339	153		
宇土市*	97.0	94.8	▲ 2.2	— ( 13.62 )	— ( 18.62 )	9.4	9.4	0.0	29.5	22.1	▲ 7.4	2,577	2,978	401		
上天草市	95.3	94.8	▲ 0.5	— ( 13.26 )	— ( 18.26 )	11.5	11.7	0.2	—	—	—	4,456	4,809	353		
宇城市*	94.7	95.1	0.4	— ( 12.64 )	— ( 17.64 )	11.1	10.2	▲ 0.9	26.1	5.4	▲ 20.7	8,548	9,466	918		
阿蘇市*	91.1	93.2	2.1	— ( 13.45 )	— ( 18.45 )	7.5	7.5	0.0	82.4	69.0	▲ 13.4	1,618	1,667	49		
天草市	92.1	93.3	1.3	— ( 11.74 )	— ( 16.74 )	8.8	9.0	0.2	24.4	24.8	0.4	13,233	11,869	▲ 1,364		
合志市	97.6	87.8	▲ 9.8	— ( 13.02 )	— ( 18.02 )	3.3	5.2	1.9	—	—	—	4,005	4,280	275		
美里町*	90.0	92.5	2.5	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	5.7	5.6	▲ 0.1	0.4	—	▲ 0.4	2,179	2,317	138		
玉東町	92.9	94.4	1.5	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	5.0	4.9	▲ 0.1	—	—	—	799	793	▲ 6		
南関町*	93.3	92.4	▲ 0.9	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	8.0	7.9	▲ 0.1	—	—	—	1,119	908	▲ 211		
長洲町	94.9	95.7	0.8	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	10.7	9.1	▲ 1.6	73.0	60.3	▲ 12.7	471	546	75		
和水町*	87.9	91.1	3.2	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	7.9	9.0	1.1	—	—	—	4,128	4,100	▲ 28		
大津町*	87.0	86.8	▲ 0.2	— ( 13.82 )	— ( 18.82 )	11.3	10.6	▲ 0.7	—	—	—	2,427	2,948	521		
菊陽町	83.9	93.1	9.2	— ( 13.60 )	— ( 18.60 )	8.4	7.9	▲ 0.5	—	—	—	2,893	2,404	▲ 489		
南小国町*	89.2	99.0	9.8	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	5.8	6.1	0.3	32.6	38.1	5.5	820	766	▲ 54		
小国町*	87.1	88.4	1.3	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	10.4	10.8	0.4	36.7	35.0	▲ 1.7	613	606	▲ 7		
産山村*	81.3	88.7	7.5	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	9.1	9.2	0.1	—	—	—	757	822	65		
高森町*	87.2	90.7	3.5	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.2	5.8	▲ 0.4	—	—	—	1,438	1,411	▲ 27		
西原村*	85.5	95.7	10.2	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	3.2	4.3	1.1	—	—	—	1,271	1,494	223		
南阿蘇村*	94.1	97.4	3.3	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.6	7.0	0.4	—	14.1	14.1	1,393	1,396	3		
御船町*	92.0	94.7	2.6	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.0	6.9	0.9	106.0	112.2	6.2	836	874	38		
嘉島町*	88.4	91.2	2.8	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.4	7.2	0.8	60.7	67.8	7.1	1,700	1,663	▲ 37		
益城町*	93.5	93.8	0.3	— ( 14.00 )	— ( 19.00 )	8.0	8.1	0.1	—	21.4	21.4	1,629	1,629	0		
甲佐町*	88.1	88.1	0.0	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	5.3	6.2	0.9	53.6	59.4	5.8	748	936	188		
山都町*	88.8	86.7	▲ 2.1	— ( 13.97 )	— ( 18.97 )	5.9	5.3	▲ 0.6	35.7	25.5	▲ 10.2	886	1,319	433		
氷川町	91.4	93.2	1.8	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	5.7	5.2	▲ 0.5	27.1	30.4	3.3	2,174	2,275	101		
芦北町	93.0	92.3	▲ 0.7	— ( 14.41 )	— ( 19.41 )	4.4	4.2	▲ 0.2	—	—	—	1,524	1,497	▲ 27		
津奈木町	85.6	89.0	3.4	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	1.5	1.7	0.2	—	—	—	1,318	1,294	▲ 24		
錦町	88.8	89.3	0.4	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	9.1	9.1	0.0	91.4	85.5	▲ 5.9	1,432	1,430	▲ 2		
多良木町	88.2	93.3	5.1	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	9.3	9.1	▲ 0.2	54.2	49.3	▲ 4.9	2,160	1,578	▲ 582		
湯前町	94.0	99.0	4.9	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	3.7	3.8	0.1	—	—	—	955	922	▲ 33		
水上村*	82.4	82.9	0.5	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.8	6.4	▲ 0.4	—	—	—	1,628	1,487	▲ 141		
相良村	90.3	90.3	▲ 0.1	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	9.0	8.6	▲ 0.4	19.2	18.7	▲ 0.5	1,456	1,283	▲ 173		
五木村*	91.9	89.7	▲ 2.1	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	7.6	7.3	▲ 0.3	—	—	—	1,213	858	▲ 355		
山江村	90.0	93.1	3.0	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	9.2	9.7	0.5	—	—	—	1,327	1,211	▲ 116		
球磨村	80.6	82.7	2.2	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	6.2	5.9	▲ 0.3	—	—	—	1,174	1,117	▲ 57		
あさぎり町	87.7	88.8	1.1	— ( 14.28 )	— ( 19.28 )	8.8	8.5	▲ 0.3	—	—	—	5,559	5,589	30		
苓北町	90.8	94.7	3.9	— ( 15.00 )	— ( 20.00 )	12.0	12.4	0.4	128.3	121.5	▲ 6.8	846	726	▲ 120		
市町村平均 (単純平均)	90.7	92.4	1.7	—	—	7.7	7.7	0.0	53.6	50.6	▲ 3.0	2,916	2,902	▲ 14		

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体会実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準：350%

※ 市町村名に「\*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

## 用語の説明

**【経常収支比率】**：経常的な収入に占める経常的な支出の割合

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等がどの程度充当されたかを示すもの。

→ この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充てる財源があり、財政構造が弾力性に富んでいる。

**【（経常経費充当の一般財源等額 / 経常一般財源等総額） × 100%】**

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

**【実質赤字比率】**：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

**【（一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】**

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

**【連結実質赤字比率】**：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

**【（連結実質赤字額 / 標準財政規模） × 100%】**

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

**【実質公債費比率】**：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

**【将来負担比率】**：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋

$$\frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。